

令和7年度定期監査について、横手市長から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和7年10月1日

監査報告書に基づき措置を講じた事項

種類 令和7年度 定期監査（第1期）

期間 令和7年4月2日（水）～令和7年7月28日（月）

範囲 令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）における財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理状況

財務部、農林部、商工観光部

課名等		監査の結果（指摘事項）	措置を講じた事項
財務部	財政課	①収入事務 ・現金取扱いの実績はないものの、公金取扱マニュアルに不備がある。	公金取扱マニュアルの書類保存年限を、公文書管理規則第27条に基づき、5年から10年に修正した。
農林部	農林整備課	①収入事務 ・現金取扱マニュアルに不備がある。 ②財産管理事務 ・行政財産の使用許可の手続きと許可書の記載に誤りがある。	①収入事務 農林整備課公金取扱マニュアルを改定し、関係書類の保存年限を記載した。 ②財産管理事務 原因の確認により、適正に記載するように改善した。
	食農推進課	①収入事務 ・つり銭の確認について公金マニュアルに不備がある。 ・生産品売払収入の調定年度に誤りがある。 ・準公金の取扱いが準公金マニュアルの事務手順に沿っていない。 ②補助金事務 ・実績報告書を財政課、経営企画課に合議していない。 ③契約事務 ・委託契約の検査調書を作成していない。	①収入事務 ・つり銭について、マニュアルを修正し、課長が確認する内容を追加した。 ・調定年度について、指摘事項に基づき修正した。 ・準公金マニュアルの事務手順に沿うように収入調書及び支出調書を修正した。 ②補助金事務 事務決裁規程を遵守するようにチェック体制を強化した。 ③契約事務 検査調書の作成を徹底するとともに作成の有無を定期的にチェックする。

商工観光部	商工労働課	①契約事務 ・委託業務の相手方から着手届等が提出されていない。	着手届の提出を徹底すると共に、提出状況の有無を定期的にチェックする。
	観光おもてなし課	①服務関係 ・職員の代休の取得に誤りがある。	代休に関するルールを再確認し徹底を図るとともに、管理職の勤務状況については、人事課と現状の共有を開始した。
	横手の魅力営業課	①収納事務 ・事業の際に職員が現金を取り扱う機会があるが、現金取扱いの要領が定められていない。	現金取扱要項を定め、課員に要項の内容により従事するように徹底をした。